



おしらせ

令和2年度分軽自動車税(種別割)減免申請を受け付けます

身体、知的、精神障がい者等で軽自動車税(種別割)の減免を受ける場合は、町から納税通知書が郵送(5月上旬)されてから納付期限(6月1日)までに申請を行ってください。

申請に必要なもの

- ・町から郵送された軽自動車税(種別割)の納税通知書
- ・障がいの障がいの内容および程度を示す手帳
- ・減免を受ける軽自動車の車検証(自動車検査証)
- ・印章(朱肉を使うもの)

・減免を受ける軽自動車を運転する人の運転免許証の写し
※昨年度、減免を受けた人(社会福祉法人等を除く)には、町から現況調査書を郵送しますので、期限までに提出してください。この場合、申請の必要はありません。

ただし、昨年度減免を受けた車両と今年度減免を受ける車両が異なる場合は、新規の申請が必要です。
申請・問合せ先 町住民課住民税係
(☎内線263)



自動車税(種別割)

納税は6月1日(月)までです

自動車税(種別割)は、道路の整備だけでなく、医療、福祉、教育の充実など、安心・安全な暮らしを確保するための財源として大切に使われています。

自動車税(種別割)はコンビニエンスストア、県内金融機関、郵便局、行政県税事務所、自動車税事務所、インターネットバンキング、「Pay Easy(ペイジー)」対応のATM、Webサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードで納税できるほか、スマートフォンアプリ(LINE Pay・Pay Pay)を利用して納税できます。また、甘楽町役場でも期限内であれば納税できます。

問合せ先

- ▼富岡行政県税事務所
☎(63)2245
- ▼県自動車税事務所
☎027(263)4343



※軽自動車税(種別割)に関するお問合せは、町住民課住民税係(☎内線263)までお願いします。

富岡税務署より

納税についてのお知らせ

◎振替納税を利用されている方の振替日の変更について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が延長されたことに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税を利用されている方の振替日が変更されました。

振替日(振替納税の場合)

- ▼所得税及び復興特別所得税
5月15日(金)
- ▼消費税及び地方消費税
5月19日(火)

※振替日の2〜3日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。残高不足などの理由により、預貯金口座から引落しできませんと、4月17日から延滞税がかかります。

◎新型コロナウイルスの影響により

納税が困難な方には

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、一定の要件に該当する

ときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。URL: https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問合せ先 富岡税務署 ☎(63)2235

家族介護慰労金を支給します

自宅で介護をしている人に、介護慰労金を支給します。該当すると思われる人は5月29日(金)までに申請してください。

対象となる要件

1. 介護を受けている人が65歳以上の人(平成31年4月1日現在)
2. ①要介護認定を受けており、基準期間内において介護度が要介護4または5の期間が6カ月以上の人(前後の期間は要介護3以上が必要)
- ②現在、要介護認定を受けていないが、介護度が要介護4または5に相当する人(申請後に町職員が調査に伺います)

基準期間 平成31年4月1日〜令和2年3月31日 ※上記期間中に施設

入所やショートステイ、入院などにより在宅生活を離れた期間が150日を超えた場合は、該当なりません。
申請・問合せ先 ここに甘楽 町健康課介護保険係(☎内線621・622)